

平成 29 年度事業報告

はじめに

平成 29 年度における世界経済は回復基調にあり、特に米中経済が比較的堅調であったことが、ユーロ圏や主要新興国にも波及し、世界的に緩やかな回復基調が続きました。我が国においても海外経済を反映して企業の経常利益の改善傾向が続き、これまでは経常利益の改善幅の大部分を大企業製造業が占めていたのに対し、今回の景気回復局面においては、中堅・中小企業でも改善がみられ、景気回復の恩恵が多くの企業に広がっているとみられます。

その一方で、当業界は関係者のご努力にもかかわらず、依然として厳しい状況から抜け出すことができません。昨年 11 月に団体組織問題検討委員会において、業界 3 団体（日本商品先物取引協会、日本商品先物振興協会及び日本商品委託者保護基金）における運営の効率化と経費削減を図る観点から、今後のあり方について提言がとりまとめられました。当基金については、一般委託者支払（ペイオフ弁済）による委託者資産保全のセーフティネットとしての機能は損なうことなく、商先業者の分離保管措置に関する業務を軽減することによって運営コストの削減を図ることを検討しました。その結果、当基金の事務所を本年 7 月に東商取ビル内に移転するとともに、日商協との共同監査業務の円滑化を図ることとしました。また、当基金の事務局の組織体制について、「団体組織問題検討委員会とりまとめ」の趣旨を踏まえ、不要不急の支出を抑制し、経費の削減を行うとともに、現行の総務部、業務部及び調査・監査部の 3 部制を平成 31 年 1 月から改め、管理部及び監査部の 2 部制とする予定であります。また、業務のスリム化による経費削減を図ることによって、平成 30 年度については定率会費を徴収しないことといたしました。

このように当基金としても、業界団体の一員としてコストを軽減、運営の効率性を高めていく所存ではありますが、当業界発展のためには商品先物市場の活性化に対する方策を講じる事が必要であり、業界関係者の皆様がさまざまなご努力をされておられます。今後も引き続き業界が一丸となって、諸規制の改善に取り組み、ありとあらゆる対策を講じつつ、早急に展開されなければなりません。

当基金は、創立以来満 13 年を経過しました。この間、頻発する廃業、倒産などにより当業界から離脱していく会員の手助けをしながら、委託者資産の保護を徹底してまいりました結果、3 件発生した弁済支払は全て分離保管弁済で 100%弁済されたことにより、いわゆるペイオフ弁済事案は一度たりとも発生したことはありません。今後も引き続き委託者債権保全の徹底を図るとともに委託者保護制度の一層の改善を進め、不幸にして弁済事故が起きた場合にはその迅速な処理に努め、委託者保護及び会員経営の健全化に寄与して参る所存であります。

以下、当基金の平成 29 年度における各事業の概要は次のとおりであります。

1. 総務関係事項

(1) 定款・業務規程等の改正等について

① 定款の改正

平成30年3月16日開催の臨時総会において、昨年11月に団体組織問題検討委員会による日商協、先物協会及び当基金における運営の効率化と経費削減を図る観点から、今後のあり方について提言がとりまとめられた。この中で、当基金については業務のスリム化による経費削減を求められている。この経費削減を実施するため、役員数の削減を行い、併せて専務理事職を廃止する。また、理事長の任期に関する規定を定めることが承認され、3月28日に主務大臣の認可申請を行った。

② 諸規則の制定及び改正等

諸規則の制定及び改正、理事会決定事項の改正については、次のとおりである。

(a) 「入会金及び会費に関する規則」の改正

平成29年10月10日開催の第86回理事会において、大阪堂島商品取引所の東京コメに係る定率会費について、米穀の本上場を側面支援するため、平成28年10月1日より平成29年9月末日までにおける取引に限り、0枚として取り扱うこととし定率会費の徴収を免除していたが、これを平成30年3月末日まで延長することとした。

(b) 「定款、業務規程等の施行に関する規則」の改正

平成29年5月17日開催の第83回理事会において、東京商品取引所の石油製品現金決済先物取引（石油スワップ取引）に係る定率会費について、取引単位が10キロリットルと小口であるローリーガソリンスワップ、ローリー灯油スワップ及びローリー軽油スワップについては、他商品の取扱いを考慮し、他のミニ商品と同様に、取引4枚を1枚としてカウントすることとした。

平成29年7月10日開催の第85回理事会において、東京商品取引所の白金限日取引に係る定率会費について、同取引所からの協力要請を受けるとともに、同取引の活性化を促進し同取引所をバックアップする観点から、平成29年3月21日から6月末日までにおける取引に限り、0枚として取り扱うこととし定率会費の徴収を免除していたが、これを同年9月末日まで延長することとした。

平成 29 年 10 月 10 日開催の第 86 回理事会において、東京商品取引所の金オプション取引及び白金限日取引に係る定率会費について、平成 29 年 9 月末日までにおける取引に限り、0 枚として取り扱うこととし定率会費の徴収を免除していたが、これを同年 12 月末日まで延長することとした。また、大阪堂島商品取引所の大阪コメ及び新潟コシに係る定率会費について、平成 29 年 9 月末日までにおける取引に限り、0 枚として取り扱うこととし定率会費の徴収を免除していたが、これを平成 30 年 3 月末日まで延長することとした。

平成 29 年 12 月 8 日開催の第 87 回理事会において、東京商品取引所の金オプション取引及び白金限日取引に係る定率会費について、平成 29 年 12 月末日までにおける取引に限り、0 枚として取り扱うこととし定率会費の徴収を免除していたが、これを平成 30 年 3 月末日まで延長することとした。

(c) 「個人情報保護規程」の改正

平成 29 年 5 月 17 日開催の第 83 回理事会において、平成 27 年 9 月 9 日に公布された改正個人情報保護法が平成 29 年 5 月 30 日に施行されることになったことに伴う改正を行った。

(d) 「開示等の請求等に関する細則」の改正

平成 29 年 5 月 17 日開催の第 83 回理事会において、平成 27 年 9 月 9 日に公布された改正個人情報保護法が平成 29 年 5 月 30 日に施行されることになったことに伴う改正を行った。その際に「開示等の求めの取扱いに関する細則」を「開示等の請求等に関する細則」に改めた。

(e) 「役員候補者選出要領」の改正

平成 29 年 5 月 17 日開催の第 83 回理事会において、平成 28 年 5 月の会員総会における役員選任に先立ち、主務省出身常勤役員の選任（重任を含む）が予定される場合には、基金理事及び会員関係者以外の有識者で構成される第三者委員会においてこれの是非について諮問すべきとの指導が経産省よりあった。このため、上記総会に先立ち、役員候補者選出要領第 6 条において、理事長が会員外役員候補者を理事会に推薦する際に、主務省出身常勤役員候補者については、理事長が任意に、上記委員で構成される第三者委員会に諮問した上で、当該推薦の是非についての報告を受けて理事長

が推薦し、理事会において選出、総会に付議することとした。第三者委員会の諮問プロセスは、理事長専決事項である会員外役員の理事会への推薦に関する内容であるが、これを役員選出要領に盛り込むこととした。

平成 30 年 3 月 9 日開催の第 89 回理事会において、主務省より、役員選出において主務大臣の認可が必要な法人については、平成 21 年 9 月 29 日に閣議決定された「独立行政法人等の役員人事に関する当面の対応方針について」に則り、常勤役員候補者で必要な役職については、透明性及び公平性を確保する観点から、あらかじめ公募を行うよう指導があったため、上記役員を選出する際には公募を行うこととする旨の条文を加えた。

(f) 「基金分離預託外国通貨取扱細則」の改正

平成 29 年 12 月 8 日開催の第 87 回理事会において、当基金では基金分離預託については J C H システムを利用している。同システムにおいて預託されている外貨の返戻を行う場合、現行では T+2 で返戻が実行されているが、利便性等を考慮し T+1 で実施できるようにシステムを変更した。このため、基金分離預託外国通貨取扱細則において、必要事項を新たに追加規定した。

(g) その他

平成 30 年 2 月 9 日開催の第 88 回理事会において、理事会決定事項「運営審議会に諮問する重要事項について」、昨年 11 月の「団体組織問題検討委員会とりまとめ」により、当基金の経費削減と同時に、平成 30 年度における定率会費の徴収停止が提言された。これを受け、当基金では法定団体である基金が当該年度に係る「定率会費の徴収停止」を実施することは、基金の運営に多大な影響をおよぼす可能性もあることから、業務の運営に関する重要事項として、運営審議会に諮問することが必要であると、定款第 44 条第 4 号に規定する「その他基金の業務の運営に関する重要事項を決定する場合として業務規程で定める場合又は理事会で定める場合」に基づき、運営審議会に諮問する事項のうち理事会で定める事項として、「定率会費の徴収停止、多額の剰余金の取崩し等、基金の財務に関する重要事項を決定する場合」を定めた。

(2) 役員等の異動

期中における役員等の異動については、次のとおりである。

(平成 30 年 3 月末現在の役員等の名簿は別表(1)のとおりである。)

(相談役)

区分	年月日	氏名	備考
再任	29. 4. 11	下山彌壽男	元補償基金協会副理事長

(運営審議会委員長)

区分	年月日	氏名	備考
就任	29. 4. 1	高氏 侑	弁護士

(運営審議会副委員長)

区分	年月日	氏名	備考
就任	29. 4. 1	依田年晃	サンワード貿易(株)代表取締役

(運営審議会委員)

区分	年月日	氏名	備考
再任	29. 4. 1	高氏 侑	弁護士
再任	29. 4. 1	池本正純	専修大学名誉教授
再任	29. 4. 1	加藤 敬	元国民生活センター相談部長
再任	29. 4. 1	下山彌壽男	委託者保護基金相談役
就任	29. 4. 1	依田年晃	サンワード貿易(株)代表取締役
就任	29. 4. 1	尾崎隆昌	公認会計士
就任	29. 4. 1	釧持宏昭	北辰物産(株)代表取締役
就任	29. 4. 1	三瓶真言	元時事通信社金融市場部長
死去	29. 10. 25	加藤 敬	元国民生活センター相談部長

(規律委員会委員長)

区分	年月日	氏名	備考
再任	29. 5. 20	二家勝明	日本商品先物取引協会副会長

(規律委員会副委員長)

区分	年月日	氏名	備考
再任	29. 5. 20	高氏 侖	弁護士

(規律委員会委員)

区分	年月日	氏名	備考
再任	29. 5. 20	二家勝明	日本商品先物取引協会副会長
再任	29. 5. 20	高氏 侖	弁護士
再任	29. 5. 20	荒井史男	日本商品先物取引協会会長
再任	29. 5. 20	岡地和道	岡地(株)代表取締役
再任	29. 5. 20	下山彌壽男	元補償基金協会副理事長
再任	29. 5. 20	中澤忠義	元東京工業品取引所理事長
再任	29. 5. 20	宮 裕	公認会計士
再任	29. 5. 20	森實孝郎	元東京穀物商品取引所理事長

(代位弁済審査会委員長)

区分	年月日	氏名	備考
再任	29. 5. 20	濱地敏明	元日本商品先物取引協会事務局長

(代位弁済審査会副委員長)

区分	年月日	氏名	備考
再任	29. 5. 20	井浪一晃	元大阪堂島商品取引所常務理事

(代位弁済審査会委員)

区分	年月日	氏名	備考
再任	29. 5. 20	濱地敏明	元日本商品先物取引協会事務局長
再任	29. 5. 20	井浪一晃	元大阪堂島商品取引所常務理事
再任	29. 5. 20	太田 博	元東京穀物商品取引所理事
再任	29. 5. 20	尾崎隆昌	公認会計士
再任	29. 5. 20	飛田成光	(株)東京商品取引所執行役
再任	29. 5. 20	中曾根淳	日本商品先物取引協会事務局長
再任	29. 5. 20	藤沼貴司	元(株)日本商品清算機構監査役
再任	29. 5. 20	松永仁一	(株)日本商品清算機構業務部長
再任	29. 5. 20	村上久広	KOYO 証券(株)代表取締役

(委託者保護制度検討委員会委員長)

区分	年月日	氏名	備考
再任	29. 5. 20	下山彌壽男	元補償基金協会副理事長

(委託者保護制度検討委員会副委員長)

区分	年月日	氏名	備考
再任	29. 5. 20	岡地和道	岡地(株)代表取締役

(委託者保護制度検討委員会委員)

区分	年月日	氏名	備考
再任	29. 5. 20	下山彌壽男	元補償基金協会副理事長
再任	29. 5. 20	岡地和道	岡地(株)代表取締役
再任	29. 5. 20	井上 明	日本商品先物取引協会専務理事
再任	29. 5. 20	大石悦次	(株)日本商品清算機構常勤取締役
再任	29. 5. 20	岡本安明	岡安商事(株)代表取締役
再任	29. 5. 20	清水 清	カネツ商事(株)取締役会長
再任	29. 5. 20	杉原吉兼	日本商品先物振興協会常務理事
再任	29. 5. 20	濱田隆道	(株)東京商品取引所代表執行役社長
再任	29. 5. 20	二家勝明	日産証券(株)代表取締役
再任	29. 5. 20	古田省三	岡藤商事(株)代表取締役
再任	29. 5. 20	村上久広	KOYO 証券(株)代表取締役
再任	29. 5. 20	安成政文	豊商事(株)代表取締役
再任	29. 5. 20	山中教史	第一商品(株)取締役副会長
再任	29. 5. 20	依田年晃	サンワード貿易(株)代表取締役
就任	29. 12. 18	下山 均	フィリップ証券(株)代表取締役

(3) 会員の異動状況

前年度末の会員数 28 社について、本年度中に別表(2)のとおり異動があり、平成 30 年 3 月 31 日現在の会員数は 27 社となり、その会員名簿は別表(3)のとおりである。

(4) 会員の名称(商号)変更等

① 会員の名称(商号)変更

期中における名称の変更は、次のとおりである。

変更前	変更後	変更年月日
カネツ商事(株)	カネツFX証券(株)	29. 10. 1

② 会員代表者の変更

期中における会員代表者の変更は、次のとおりである。

会員名	変更前	変更後	変更年月日
フジフューチャーズ(株)	寺町 美摩	佐藤 昇	29. 6. 30
フジフューチャーズ(株)	佐藤 昇	寺町 美摩	30. 1. 26

2. 一般委託者への支払及び関連業務

(1) 期中に発生した弁済案件に係る処理

平成 29 年度において、基金は、通知商品先物取引業者が一般委託者債務の円滑な弁済が困難であるかどうかの認定等について意見を聴くため業務規程等に基づき運営審議会を 3 回（正副委員長の互選のために開催した 1 回、理事会で定める運営審議会に諮問する重要事項を審議するために開催した 1 回を含む）開催した。

当年度において、商品先物取引法第 303 条第 1 項に基づく通知商品先物取引業者となった会員は 1 社であり、当該会員については自主弁済案件と認定された。

このため、法第 306 条第 1 項に定める基金による一般委託者に対する支払を実施することとはなかった。また、法第 308 条に定める返還資金融資を実施することとはなかった。

当該通知商品先物取引業者となった会員 1 社に係る処理については、次のとおりである。

① (株)アルフィックスの処理について

(株)アルフィックスは、平成 30 年 3 月 16 日に商品先物取引業の廃止公告（廃止日平成 30 年 5 月 31 日）を行ったことから、同社は通知商品先物取引業者となった。

このため、基金は 3 月 16 日に同社に対する立入監査を行い、委託者債務の状況等を確認

認した。次いで、業務規程第 30 条に規定する弁済難易度の認定を行うため、3 月 19 日に第 85 回運営審議会を開催し、電話による意見聴取を行ったうえで、同社の弁済難易度については、「自主弁済案件」と認定した。

(2) 前年度より繰り越した弁済案件に係る処理

期中に発生した弁済案件とは別に、前年度より繰り越した弁済案件に係るものはない。

3. 委託者保護資金及び負担金等の徴収及び管理

(1) 委託者保護資金の額及び資金積戻計画

基金は、平成 17 年 5 月 1 日に(社)商品取引受託債務補償基金協会からの資産の承継により、委託者保護資金として 9,853 百万円を造成した。

平成 28 年度において一般委託者支払が行われなかったため、委託者保護資金の額が業務規程に定める委託者保護資金の造成水準(98 億円)を下回ることはなかったことから、平成 29 年度は資金積戻計画を定めなかった。従って、一般負担金及び新規会員負担金の徴収は行わなかった。平成 29 年度においては、一般委託者支払が行われなかったため、委託者保護資金は、平成 30 年 3 月末日現在で 9,853 百万円を維持している。

(2) 委託者保護資金等の管理

① 委託者保護資金

委託者保護資金については、理事会決定の「委託者保護資金の管理運用について」(最終改正日平成 28 年 5 月 24 日)に基づき、普通預金、定期預金、国債、政府保証債、地方債、一般担保付社債及び利付金融債で運用している。

この決定に基づいた平成 30 年 3 月末日の期間別運用実績は次のとおりである。

(期間別運用実績)

	基本目標率	実績比率
・ 3 年以下	20 %	18.9 %

・ 3年超 80 % 81.1 %

② 基金分離預託財産及び代位弁済積立金等

理事会決定の「資産の管理運用について」（最終改正日平成 28 年 5 月 24 日）に基づき、基金分離預託財産及び代位弁済担保については、普通預金又は定期預金で管理運用し、代位弁済積立金については、普通預金、定期預金及び有価証券で管理運用している。

4. 委託者資産保全措置の管理

(1) 分離保管弁済契約の締結状況

平成 29 年度において、業務規程に定める分離保管弁済契約を新たに締結した会員は 0 社、契約を変更した会員は 0 社、契約を解除した会員は 1 社であり、平成 30 年 3 月末の契約会員は 27 社であった。

なお、分離保管弁済契約における対象契約型の選択状況は（平成 30 年 3 月 31 日現在）別表(3)のとおりである。

(2) 指定信託の管理

基金は、商品先物取引法施行規則及び業務規程に基づき、指定信託契約の受益者代理人としての管理を行った。期中に指定信託契約を新たに締結した会員は 0 社、指定信託契約の変更等を行った会員は 0 社（指定信託額の変更を含む）、指定信託契約を解除した会員は 0 社であり、平成 30 年 3 月末の契約会員は 1 社、指定信託額の総額は 200 百万円であった。

(3) 基金分離預託の管理

基金は、商品先物取引法施行規則及び業務規程に基づき、(株)日本商品清算機構の共同清算システムを通じ、委託者資産保全措置として会員からの金銭及び有価証券の預託を受ける等の基金分離預託業務を行った。期中に基金分離預託契約を新たに締結した会員は 0 社、

契約を解除した会員は1社であった。平成30年3月末の契約会員は27社、基金分離預託の総額は2,049百万円であった。

(4) 銀行等保証の管理

基金は、商品先物取引法施行規則及び業務規程に基づき、銀行等保証委託契約の適切な管理を行うこととなるが、期中に銀行等保証委託契約の締結や変更を行った会員は0社であり、平成30年3月末の契約会員は0社、保証額の総額は0円であった。

(5) 基金代位弁済の管理

基金は、商品先物取引法施行規則及び業務規程に基づき、基金代位弁済業務を行った。

前年度末において、基金と代位弁済委託契約を締結している会員は18社（代位弁済限度額の総額6,125百万円）であった。期中において、代位弁済委託契約の変更等を行った会員は、新規契約締結会員0社、代位弁済限度額の変更会員0社、担保変更延べ7社、契約解除1社であった。その結果、平成30年3月末の契約会員は17社（代位弁済限度額の総額は5,135百万円）であった。

〈平成30年1月1日を始期とする基金代位弁済委託契約の締結手続きについて〉

当該契約は、平成29年12月末をもって満了することから、平成30年12月末を終期とする契約を新たに締結するため、平成29年10月4日に契約手続きについて各会員に通知した。基金は11月28日開催の第37回代位弁済審査会において、申込会員の審査を実施し、12月8日開催の第87回理事会において当該契約の締結について承認を受けたことから、平成30年1月1日付けで会員17社（更新17社）と当該契約を締結した。（代位弁済限度額の総額は5,135百万円、契約会員のうち基金代位弁済実施要領第13条第4項に基づき、契約期間の短縮等を条件に契約を締結した会員は1社であった。）

5. 会員に対する監視、監査等

(1) 会員に対する常時監視

c f e f システムにおいて、日次においては「委託者等資産保全措置に関する調書」を、月次においては省令に定められた「月次報告書」等の様式に係る報告を受けている。

(2) 会員に対する監査

随時、会員に対して委託者資産保全観点から、「委託者に係る純負債を計算するための項目の管理」に基づき委託者に係る純負債算出表及びこれに関連する帳簿について、書面監査及び立入監査を行うとともに、弁済事故の未然防止の観点から月次報告書及びこれを補完する証拠書類についても監査を行い、必要な指導を行った。

上記の結果、立入監査対象延べ会員は 14 社、立入日数は 16 日であった。

(3) 外部監査

会員の財務諸表等に対する公認会計士又は監査法人による監査を引き続き実施した。

なお、平成 29 年度の財務諸表の外部監査の適用免除に該当する会員は 2 社であり、2 社について免除会員に対する措置を講じた。

(4) 改善の指示等

立入監査を行った際に、必要に応じて業務改善の指示等を行った。

なお、改善指示を行った回数は 5 回であった。内、分離保管に係る事項 0 件、財務に係る事項 3 件、その他の事項は 2 件であった。

(5) 会員に対する制裁

平成 29 年度においては、制裁を行わなければならない案件はなかったことから、規律委員会を開催することはなかった。

6. その他の業務

(1) 裁判上又は裁判外の行為等

基金が被告又は原告となっている訴訟案件はない。

(2) 委託者保護業務に関する調査及び研究

平成 29 年度において、特定商品に係る定率会費の取扱い及び次年度に係る定率会費徴収の停止について、委託者保護制度検討委員会を 2 回開催し検討を行った。

① 特定商品に係る定率会費について

特定商品に係る定率会費の取扱いについては、取引所からの定率会費に係る要請に基づき、委託者保護制度検討委員会で検討し、理事会において関係規程の改正を行う事で対応してきたが、平成 29 年 6 月 30 日開催の第 31 回委託者保護制度検討委員会において、今後、商品取引所より同様の要請があった場合、すでに同委員会で検討を行っている商品の定率会費の取扱いについては、同委員会を開催することなく、理事長及び同委員会委員長に一任し、取引所の要請に応える場合には、理事会にて関係規程を改正することとなった。

(a) 東京商品取引所・金オプション取引について

東京商品取引所貴金属市場の金オプション取引に係る定率会費については、前年度における委託者保護制度検討委員会で検討し、理事会において定款、業務規程等の施行に関する規則の改正を行った結果、取引 4 枚を 1 枚とし 2.85 円とした。また、定率会費の徴収免除期間を平成 28 年 9 月 20 日の取引開始日から平成 29 年 9 月末日までとしていた（前年度中において定率会費の徴収免除期間を 1 度延長している。）。今年度については、平成 29 年 10 月 10 日開催の第 86 回理事会において、定款、業務規程等の施行に関する規則の改正を行い、定率会費免除期間を平成 29 年 12 月末日まで再延長した。さらに、平成 29 年 12 月 8 日開催の第 87 回理事会において同規則の改正を行い、平成 30 年 3 月末日まで再々延長を行った。

(b) 東京商品取引所・白金限日取引について

東京商品取引所貴金属市場の白金限日取引に係る定率会費については、前年度における委託者保護制度検討委員会で検討し、理事会において定款、業務規程等の施行に関する規則の改正を行った結果、取引 4 枚を 1 枚とし 2.85 円とした。また、定率会費の徴収免除期間を平成 29 年 3 月 21 日の取引開始日から平成 29 年 6 月末日までと

していた。今年度については、平成 29 年 6 月 30 日開催の第 31 回委託者保護制度検討委員会において定率会費の徴収免除期間を平成 29 年 9 月末日の取引まで延長することとした。これを受け、平成 30 年 7 月 10 日開催の第 85 回理事会において、定款、業務規程等の施行に関する規則の改正を行った。その後、平成 29 年 10 月 10 日開催の第 86 回理事会において、同規則の改正を行い、定率会費免除期間を平成 29 年 12 月末日まで再延長した。さらに、平成 29 年 12 月 8 日開催の第 87 回理事会において同規則の改正を行い、平成 30 年 3 月末日まで再々延長を行った。

(c) 大阪堂島商品取引所・東京コメについて

大阪堂島商品取引所の東京コメについては、前年度における委託者保護制度検討委員会で検討し、理事会において入会金及び会費に関する規則の改正を行い、定率会費の徴収免除期間を平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 9 月末日までとしていた（前年度中において定率会費の徴収免除期間を 1 度延長している。）。今年度については、平成 29 年 10 月 10 日開催の第 86 回理事会において、入会金及び会費に関する規則の改正を行い、定率会費免除期間を平成 30 年 3 月末日まで再延長した。

(d) 大阪堂島商品取引所・大阪コメについて

大阪堂島商品取引所の大阪コメについては、前年度における委託者保護制度検討委員会で検討し、理事会において定款、業務規程等の施行に関する規則の改正を行った結果、取引 4 枚を 1 枚とし 2.85 円とした。また、定率会費の徴収免除期間を平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 9 月末日までとしていた（前年度中において定率会費の徴収免除期間を 1 度延長している。）。今年度については、平成 29 年 10 月 10 日開催の第 86 回理事会において、定款、業務規程等の施行に関する規則の改正を行い、定率会費免除期間を平成 30 年 3 月末日まで再延長した。

(e) 大阪堂島商品取引所・新潟コシについて

大阪堂島商品取引所の新潟コシについては、前年度における委託者保護制度検討委員会で検討し、理事会において定款、業務規程等の施行に関する規則の改正を行った結果、取引 4 枚を 1 枚とし 2.85 円とした。また、定率会費の徴収免除期間を平成 28 年 10 月 21 日の取引開始日から平成 29 年 9 月末日までとしていた（前年度中において定率会費の徴収免除期間を 1 度延長している。）。今年度については、平成 29 年

10月10日開催の第86回理事会において、定款、業務規程等の施行に関する規則の改正を行い、定率会費免除期間を平成30年3月末日まで再延長した。

② 平成30年度における定率会費の徴収停止について

平成29年11月に取りまとめられた「団体組織問題検討委員会とりまとめ」により、当基金においては平成30年度の定率会費の徴収を行わない旨明記された。これを受け、平成30年1月10日開催の第32回委託者保護制度検討委員会において検討した結果、平成30年度における定率会費については、これを徴収しないこととし、平成31年度以降については、業務見直しによる経費削減状況及び会員の経営状況を勘案し改めて対応することとした。次いで、平成30年2月15日開催の第84回運営審議会及び平成30年3月9日開催の第89回理事会を経て、平成30年3月16日開催の臨時総会において定率会費の徴収停止を盛り込んだ平成30年度収支予算等が承認された。

(3) 広報の実施

① パンフレット等の作成配布

委託者保護制度の目的及びその仕組み等について関係者への周知を図るため、「委託者保護基金のしおり」を作成配布した。

② インターネットによる関係情報の提供

会員、委託者、関係機関等に、本基金の業務及び委託者保護制度の内容をより幅広く周知してもらうため、本基金のホームページにおいて、本基金のしくみ、会員名簿、定款・業務規程及び提出書類等を掲載するとともに、統計データ等の情報の提供を行った。

なお、本年度中のアクセス数は24,135件であった。

③ その他協同広報事業

商品取引関係者の年報、年鑑及び資料等を購入し、先物協会と協同して会員その他関係方面に配付寄贈した。

(4) 関係機関との連携及び協力

他団体と協賛している「みんなのコモディティ」及びアンテナショップへ応分の費用負担を行った。

(5) 「団体組織問題検討委員会とりまとめ」への対応

平成 29 年 11 月 15 日に取りまとめられた「団体組織問題検討委員会とりまとめ」により、商先業者が委託者から預託を受けた取引証拠金について、預託を受けた当日中に J C C H に預託する運用に改めることとされたことを受け、当基金については、一般委託者支払（ペイオフ弁済）による委託者資産保全のセーフティネットとしての機能は損なうことなく、商先業者の分離保管措置に関する委託者保護基金の業務（基金分離預託及び基金代位弁済）を軽減することによって運営コストの削減を図ることが検討された。

この運用変更を前提として、当基金は以下のとおり分離保管関連業務の軽減を踏まえた経費削減策をとりまとめ、平成 30 年度から実施することとした。

① 委託者保護基金の事務所を東商取ビル内に移転するとともに、業務のスリム化に伴い余剰となる人的リソースを日商協との共同監査業務に充て、同業務に関して日商協と事務所を共同利用することとする。これにより日商協との共同監査業務を円滑化させるとともに、コストの低減を図る。

② 業務のスリム化による経費削減等により、平成 30 年度については定率会費は徴収しない。平成 31 年度以降については、業務見直しによる経費削減状況及び会員の経営状況を勘案し対応する。

これを受け、当基金は平成 30 年 7 月末までを目途として東商取ビル内に移転することとした。また、定率会費については、平成 30 年度には徴収せず、平成 31 年度以降の会費については、業務見直しによる経費削減状況及び会員の経営状況を勘案し対応することとした。

(6) その他

会員懇談会の開催

会員代表者に対し平成 30 年度の予算編成の基本方針等を説明するため、平成 30 年 3 月 1 日に会員懇談会を開催した。

別表(1)

役員等の一覧(平成30年3月末日現在)

(役員)

理事長	多々良 實 夫 (豊商事(株)代表取締役)
副理事長	岡 地 和 道 (岡地(株)代表取締役 (日本商品先物振興協会会長))
副理事長	白 杵 徳 一 (日本商品委託者保護基金)
専務理事	小 川 潔 (日本商品委託者保護基金)
常務理事	庄 司 國 男 (日本商品委託者保護基金)
理事	荒 井 史 男 (日本商品先物取引協会会長)
理事	岡 本 安 明 (大阪堂島商品取引所理事長)
理事	高 橋 武 秀 (株)日本商品清算機構代表取締役)
理事	濱 田 隆 道 (株)東京商品取引所代表執行役社長)
理事	宮 裕 (公認会計士)
理事	有 馬 誠 吾 (株)コムテックス代表取締役)
理事	川 路 耕 一 (KOYO 証券(株)取締役会長)
理事	清 水 清 (カネツFX証券(株)取締役相談役)
理事	二 家 勝 明 (日産証券(株)代表取締役)
理事	古 田 省 三 (岡藤商事(株)取締役相談役)
理事	山 中 教 史 (第一商品(株)取締役副会長)
理事	福 島 恒 雄 (日本商品委託者保護基金)
監事	坂 本 嘉 山 (セントラル商事(株)取締役会長)
監事	細 金 英 光 (株)フジトミ代表取締役)
監事	有 賀 文 宣 (税理士)

(相談役)

相談役	下 山 彌壽男 (元補償基金協会副理事長)
-----	-----------------------

(運営審議会委員)

委員長	高 氏 侖 (弁護士)
副委員長	依 田 年 晃 (サンワード貿易(株)代表取締役)
委員	池 本 正 純 (専修大学名誉教授)
委員	尾 崎 隆 昌 (公認会計士)
委員	釧 持 宏 昭 (北辰物産(株)代表取締役)
委員	三 瓶 真 言 (元時事通信社金融市場部長)
委員	下 山 彌壽男 (委託者保護基金相談役)

(規律委員会)

委員長	二 家 勝 明 (日本商品先物取引協会副会長)
副委員長	高 氏 侖 (弁護士)
委員	荒 井 史 男 (日本商品先物取引協会会長)
委員	岡 地 和 道 (岡地(株)代表取締役)
委員	下 山 彌壽男 (元補償基金協会副理事長)
委員	中 澤 忠 義 (元東京工業品取引所理事長)

委員 宮 裕 (公認会計士)
委員 森 實 孝 郎 (元東京穀物商品取引所理事長)

(代位弁済審査会)

委員長 濱 地 敏 明 (元日本商品先物取引協会事務局長)
副委員長 井 浪 一 晃 (元大阪堂島商品取引所常務理事)
委員 太 田 博 (元東京穀物商品取引所理事)
委員 尾 崎 隆 昌 (公認会計士)
委員 飛 田 成 光 (㈱東京商品取引所執行役)
委員 中曾根 淳 (日本商品先物取引協会事務局長)
委員 藤 沼 貴 司 (元㈱日本商品清算機構監査役)
委員 松 永 仁 一 (㈱日本商品清算機構業務部付)
委員 村 上 久 広 (KOYO 証券㈱代表取締役)

(委託者保護制度検討委員会)

委員長 下 山 彌壽男 (元補償基金協会副理事長)
副委員長 岡 地 和 道 (岡地㈱代表取締役)
委員 井 上 明 (日本商品先物取引協会専務理事)
委員 大 石 悦 次 (㈱日本商品清算機構常勤取締役)
委員 岡 本 安 明 (岡安商事㈱代表取締役)
委員 清 水 清 (カネツFX証券㈱取締役相談役)
委員 下 山 均 (フィリップ証券㈱代表取締役)
委員 杉 原 吉 兼 (日本商品先物振興協会常務理事)
委員 濱 田 隆 道 (㈱東京商品取引所代表執行役社長)
委員 二 家 勝 明 (日産証券㈱代表取締役)
委員 古 田 省 三 (岡藤商事㈱取締役相談役)
委員 村 上 久 広 (KOYO 証券㈱代表取締役)
委員 安 成 政 文 (豊商事㈱代表取締役)
委員 山 中 教 史 (第一商品㈱取締役副会長)
委員 依 田 年 晃 (サンワード貿易㈱代表取締役)

別表 (2)

会 員 異 動 状 況 表

	増	減		
平成29年 4月末日			28社	
5月末日			28社	
6月末日			28社	
7月末日			28社	
8月末日			28社	
9月末日			28社	
10月末日			28社	
11月末日		1社	27社	(11月6日：脱退) EVOLUTION JAPAN(株)
12月末日			27社	
平成30年 1月末日			27社	
2月末日			27社	
3月末日			27社	

別表(3)

会員名簿及び分離保管弁済契約の対象契約型の一覧

(平成30年3月末)

会員名	指定信託	分離預託	銀行保証	代位弁済
岡地(株)		○		○
岡藤商事(株)		○		○
カネツFX証券(株)		○		○
サンワード貿易(株)		○		○
クリエイトジャパン(株)		○		○
(株)アルフィックス		○		○
セントラル商事(株)		○		○
大起産業(株)		○		○
第一商品(株)		○		○
KOYO証券(株)		○		○
ローズ・コモディティ(株)		○		○
フジフューチャーズ(株)		○		○
(株)フジトミ		○		○
岡安商事(株)		○		○
北辰物産(株)	○	○		○
(株)コムテックス		○		○
豊商事(株)		○		○
(株)アステム		○		○
今村証券(株)		○		
クレディ・スイス証券(株)		○		
ソシエテ・ジェネラル証券(株)		○		
JPアセット証券(株)		○		
日産証券(株)		○		○
(株)さくらインベスト		○		
フィリップ証券(株)		○		
楽天証券(株)		○		
プレミア証券(株)		○		
27社				
合計	1	27	0	17

(参考)

業 務 処 理 概 況

(平成29年4月～平成30年3月)

月 日	主 要 事 項	摘 要
[4月中]		
4月 3日	分離保管弁済契約の締結 (更新)	EVOLUTION JAPAN(株)外27社 (4月1日付締結(更新)) 揭示場に公告、並びに、当該会員、主務省及 び(株)日本商品清算機構あて通知
4月 4日	商品先物取引法施行規則 第139条第2項に定め る報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告
4月 6日	第83回運営審議会	(於：本基金会議室) 1. 正副委員長の互選について その他
4月27日	商品先物取引法施行規則 第149条に基づく報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告
4月28日	平成28年度決算等監事 監査	(於：本基金会議室) 1. 平成28年度事業報告 2. 平成28年度末における財産目録 3. 平成28年度委託者保護資金勘定 4. 平成28年度保全対象財産勘定 5. 平成28年度委託者債務代位弁済勘定 6. 平成28年度一般勘定 7. 平成28年度資金計画の実施の結果
[5月中]		
5月 8日	商品先物取引法施行規則 第139条第2項に定め る報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告
5月17日	第83回理事会	(於：本基金会議室) 1. 平成28年度事業報告(案)及び決算(案)

月 日	主 要 事 項	摘 要
5月31日	第13回通常総会	<p>の承認について</p> <p>2. 通常総会の招集について</p> <p>3. 規律委員会委員の任期満了に伴う選任、委員長及び副委員長の選任について</p> <p>4. 役員候補者選出要領の一部改正（案）について</p> <p>5. 定款、業務規程等の施行に関する規則の一部改正（案）について</p> <p>6. 個人情報保護規程の一部改正（案）について</p> <p>7. 開示等の求めの取扱いに関する細則の一部改正（案）について</p> <p>その他</p> <p>（於：ロイヤルパークホテル）</p> <p>1. 平成28年度事業報告（案）及び決算（案）の承認について</p> <p>その他</p>
[6月中]		
6月 2日	商品先物取引法第318条に基づく提出	農林水産大臣及び経済産業大臣あて提出
6月 5日	商品先物取引法施行規則第139条第2項に定める報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告
6月 6日	第36回代位弁済審査会	<p>（於：本基金会議室）</p> <p>1. 基金代位弁済委託契約締結（更新）に係る審査について</p>
6月 9日	第84回理事会	<p>（於：本基金会議室）</p> <p>1. 基金代位弁済委託契約の締結について</p> <p>その他</p>

月 日	主 要 事 項	摘 要
6月21日	商品先物取引法第318条に基づく財務諸表等の承認	農林水産大臣及び経済産業大臣より
6月30日	第31回委託者保護制度検討委員会	(於：本基金会議室) 1. 東京商品取引所の白金限日取引に係る定率会費について その他
[7月中]		
7月 3日	基金代位弁済委託契約の締結	クリエイトジャパン(株)外1社(7月1日付締結)
7月 4日	商品先物取引法施行規則第139条第2項に定める報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告
7月10日	第85回理事会(書面)	(於：本基金会議室) 1. 定款、業務規程等の施行に関する規則の一部改正(案)について その他
7月25日	基金代位弁済委託契約一部変更契約の締結	[担保の変更] EVOLUTION JAPAN(株)外2社(7月25日付締結)
7月28日	商品先物取引法施行規則第149条に基づく報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告
[8月中]		
8月 4日	商品先物取引法施行規則第139条第2項に定める報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告
[9月中]		

月 日	主 要 事 項	摘 要
9月 6日	商品先物取引法施行規則 第139条第2項に定める報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告
9月28日	基金代位弁済委託契約一部変更契約の締結	[担保の変更] カネツ商事(株) (9月28日付締結)
[10月中]		
10月4日	商品先物取引法施行規則 第139条第2項に定める報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告
10月10日	第86回理事会(書面)	(於:本基金会議室) 1. 入会金及び会費に関する規則の一部改正(案)について 2. 定款、業務規程等の施行に関する規則の一部改正(案)について その他
10月23日	分離保管弁済契約締結会員の商号変更に係る公告及び通知	カネツFX証券(株) (10月1日付変更) 揭示場に公告、及び、当該会員あて通知
10月30日	商品先物取引法施行規則 第149条に基づく報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告
[11月中]		
11月 6日	会員脱退及び脱退通知	EVOLUTION JAPAN(株) (11月6日付脱退) 会員あて通知
11月 6日	分離保管弁済契約の解除	EVOLUTION JAPAN(株) (11月6日付解除) 揭示場に公告、並びに、当該会員あて通知

月 日	主 要 事 項	摘 要
1 1 月 6 日	基金分離預託契約の解除	EVOLUTION JAPAN(株) (1 1 月 6 日付解除)
1 1 月 6 日	基金代位弁済委託契約の解除	EVOLUTION JAPAN(株) (1 1 月 6 日付解除)
1 1 月 6 日	商品先物取引法施行規則第 1 3 9 条第 2 項に定める報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告
1 1 月 2 8 日	第 3 7 回代位弁済審査会	(於：本基金会議室) 1. 基金代位弁済委託契約締結に係る審査について
[1 2 月中]		
1 2 月 4 日	商品先物取引法施行規則第 1 3 9 条第 2 項に定める報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告
1 2 月 8 日	第 8 7 回理事会	(於：本基金会議室) 1. 基金代位弁済委託契約の締結（更新）について 2. 定款、業務規程等の施行に関する規則の一部改正(案)について 3. 基金分離預託外国通貨取扱細則の一部改正（案）について その他
[1 月中]		
1 月 4 日	5 団体合同賀詞交歓会	(於：ロイヤルパークホテル)
1 月 4 日	基金代位弁済委託契約の締結	岡地(株)外 1 6 社 (1 月 1 日付締結)
1 月 9 日	商品先物取引法施行規則	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告

月 日	主 要 事 項	摘 要
1月10日	第139条第2項に定める報告 第32回委託者保護制度検討委員会	(於：本基金会議室) 1. 定率会費の徴収停止について その他
1月25日	基金代位弁済委託契約一部変更契約の締結	[担保の変更] 岡地(株)外2社(1月25日付締結)
1月30日	商品先物取引法施行規則第149条に基づく報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告
1月30日	商品先物取引法第283条第3項に基づく変更届の提出	農林水産大臣及び経済産業大臣あて提出
[2月中]		
2月 2日	商品先物取引法施行規則第139条第2項に定める報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告
2月 9日	第88回理事会	(於：本基金会議室) 1. 運営審議会に諮問する重要事項について その他
2月15日	第84回運営審議会	(於：本基金会議室) 1. 平成30年度定率会費の徴収停止について その他
[3月中]		
3月 1日	会員懇談会	(於：本基金会議室) 1. 平成29年度定率会費の確定単価の見込額について

月 日	主 要 事 項	摘 要
3月 2日	商品先物取引法施行規則 第139条第2項に定め る報告	2. 平成30年度予算編成の基本方針について 農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告
3月 9日	第89回理事会	(於：本基金会議室) 1. 平成29年度定率会費の確定単価（案） について 2. 平成30年度事業計画（案）について 3. 平成30年度予算及び資金計画（案）に ついて 4. 定款の一部改正（案）について 5. 役員候補者選出要領の一部改正（案）に ついて 6. 第14回通常総会における任期満了に伴 う役員改選の役員選出方法（案）について 7. 臨時総会の招集について その他
3月16日	臨時総会	(於：本基金会議室) 1. 平成29年度定率会費の確定単価（案） について 2. 平成30年度事業計画（案）について 3. 平成30年度予算及び資金計画（案）に ついて 4. 定款の一部改正（案）について 5. 第14回通常総会における任期満了に伴 う役員改選の役員選出方法について その他
3月19日	(株)アルフィックスに係る 商品先物取引法第303 条第2項の報告	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告

月 日	主 要 事 項	摘 要
3月19日	第85回運営審議会	(電話による意見聴取) 1. (株)アルフィックスに係る弁済難易度の認定について
3月19日	(株)アルフィックスに係る弁済難易度の認定の報告及び通知	農林水産大臣及び経済産業大臣あて報告、並びに、当該会員あて通知
3月19日	役員候補者募集の公募	掲示場及びホームページにて公募
3月28日	商品先物取引法第283条第2項に基づく変更認可申請	農林水産大臣及び経済産業大臣あて
3月28日	商品先物取引法第317条及び商品先物取引法施行規則第144条に基づく予算及び資金計画等の提出	農林水産大臣及び経済産業大臣あて
3月28日	定款第64条第2項に基づく届出	農林水産大臣及び経済産業大臣あて